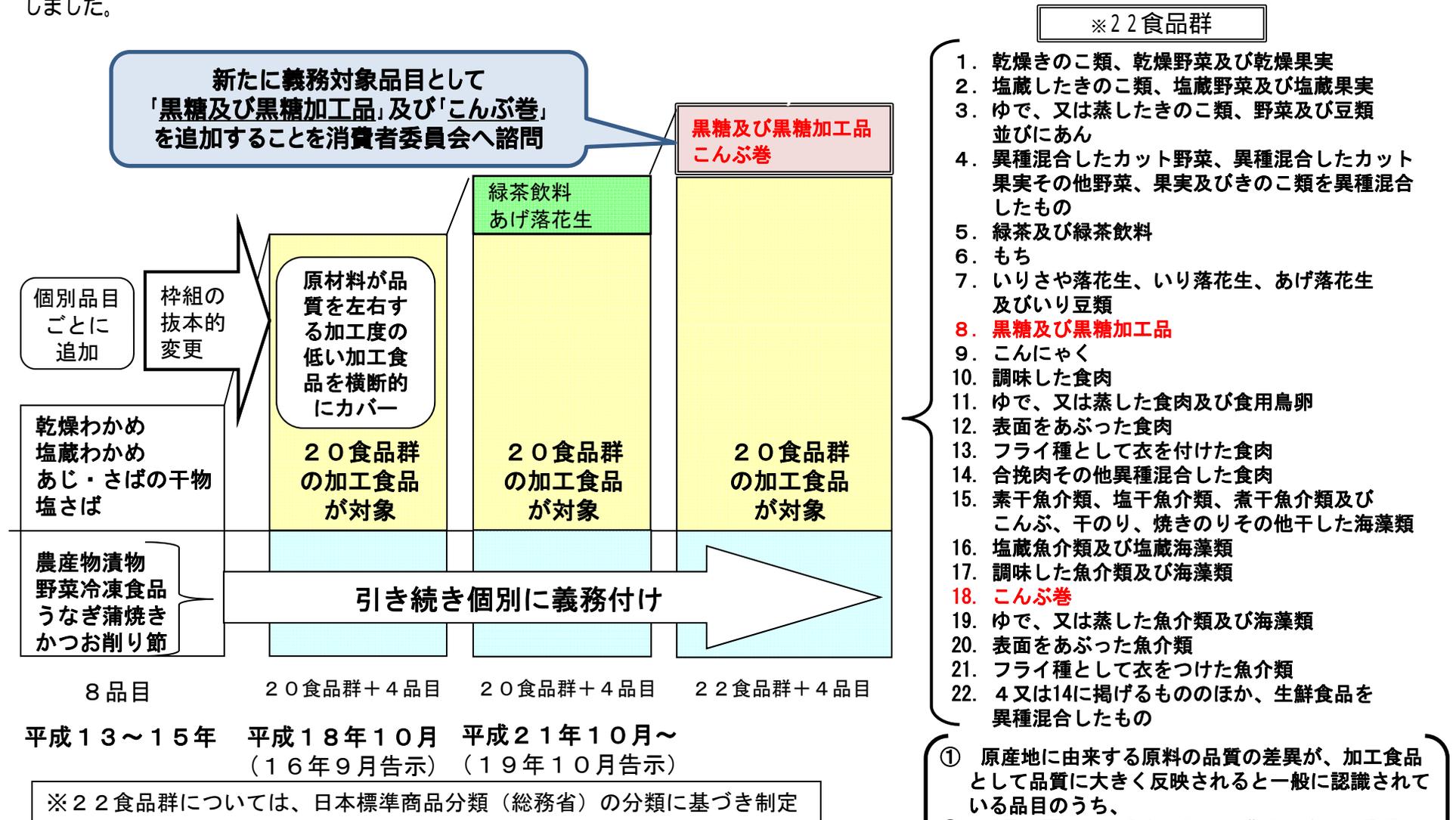


加工食品品質表示基準の一部改正の概要(原料原産地表示の拡大)

資料 1 - 3

平成22年3月に消費者庁が開催した原料原産地表示に関する意見交換会及びそれに伴う意見の募集において、原料原産地表示の義務対象品目について多数の要望が寄せられました。

消費者庁としては、これらのうち要望の多かった昆布巻、黒糖、果実飲料、かつお削りぶし及び食用植物油について流通実態を調査し過去の義務対象品目の選定基準と照らし合わせ検討した結果、黒糖及び昆布巻については、原料原産地表示の義務対象品目として追加することが適当と判断し、今回、加工食品品質表示基準別表2に、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加することについて諮問しました。



加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係) 1～7 (略) <u>8</u> 黒糖及び黒糖加工品 <u>9</u> こんにゃく <u>10</u> 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) <u>11</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) <u>12</u> 表面をあぶった食肉 <u>13</u> フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) <u>14</u> 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。) <u>15</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。) <u>16</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 <u>17</u> 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) <u>18</u> こんぶ巻 <u>19</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) <u>20</u> 表面をあぶった魚介類 <u>21</u> フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) <u>22</u> 4又は<u>14</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)</p>	<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 別表2に掲げる加工食品 (輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。) にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。 6・7 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係) 1～7 (略) <u>8</u> こんにゃく <u>9</u> 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) <u>10</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) <u>11</u> 表面をあぶった食肉 <u>12</u> フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) <u>13</u> 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。) <u>14</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。) <u>15</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 <u>16</u> 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) <u>17</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) <u>18</u> 表面をあぶった魚介類 <u>19</u> フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) <u>20</u> 4又は<u>13</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)</p>